

図書館整備基本計画第4章改訂素案

修正案3の対応方針案

項目	意見・修正案	対応方針案
P2 第4章 図書館整備に向けた考え方 1 図書館整備の考え方について (1) 基本的な考え方	1『図書館の整備に当たっては、……(仮称)中部館を整備するほか、稲枝地域に「南部サービスポイント」を設置します。』を次のとおり修正 1『図書館の整備に当たっては、……(仮称)中部館を整備、稲枝地域に「南部館」を設置します。』	(1)基本的な考え方について、現計画策定時は、中央館は亀山学区までをサービス利用圏域と想定していたことから、稲枝地域のほぼ全域がサービス利用圏域外となるため、南部館の整備を計画に盛り込み 3 館体制としましたが、中央館の整備予定地が亀山学区の清崎町地先に決定したことで、中央館のサービス利用圏域が稲枝東学区のほぼ全域と稲枝北学区の半分以上がカバーされることとなるなど、図書館整備の前提条件に大きな変化が生じています。 館体制の検討に当たっては、こうした前提条件や計画策定後の社会的な変化に加え、図書館整備に必要な莫大な施設整備費や、図書館整備後に毎年必要となる多額の管理運営費(資料4-1「図書館の管理運営にかかる年間想定経費および施設整備費」参照)なども考慮し検討した結果、中央館、北部館、(仮称)中部館の 3 館体制とし、南部館をサービスポイントに変更するものです。 計画の改訂素案は、意見公募を実施し、広く市民からの意見を求めますので、特定の地域の方からの意見を伺うことは考えておりません。また、南部館を南部サービスポイントとする大きな理由は、中央館の位置の決定と市の財政負担を考慮したもので、(仮称)中部館の設置だけが要因ではないため、計画の趣旨に合致しないということには当たらないと考えます。 なお、修正意見を踏まえ、「(1)基本的な考え方 1」については、改訂素案を次のとおり修正します。 1 ……稲枝地域に分館的な機能を兼ね備えた「南部サービスポイント」を設置します。 なお、南部サービスポイントについては、将来の学区人口や JR 稲枝駅周辺整備等の状況を見極めながら、引き続き整備の在り方を検討していくこととします。 また、「5 南部サービスポイントについて」は、改訂素案を次のとおり修正します。 稲枝地域の図書館サービスの拡充のため、中央館の支援による図書の貸出・返却や図書の検索のほか、分館的な機能を兼ね備えたサービスポイントを設置します。 設置場所は、公共施設が集積した稲枝支所周辺のエリアが望ましいと考えます。 設置にあたっては、児童図書を中心とした一定の開架スペースや閲覧・学習スペースを確保することとし、既存の公共施設等の活用も含め検討します。
P14 5 南部サービスポイントについて	5南部サービスポイントの項を削除。p12記載の「南部館について」の(1)役割、(2)規模、(4)蔵書計画をそのまま記載する。 但し(3)の設置場所は「公共施設が集積した稲枝支所周辺のエリアが望ましいと考えます。」とする。	

